

会計・監査 Report

May 2026

vol. 39

2026年3月期の決算留意事項

3月決算会社において、当期から原則適用される、又は当期に早期適用可能な会計基準等として、以下が挙げられます。本稿ではこれら新会計基準等に関する2026年3月期における留意事項について解説します。

なお、本稿の意見に関する部分は、筆者の個人的な見解であることをあらかじめお断りします。

区分	会計基準等	公表日	適用時期等
当期から原則適用される会計基準等			
	2024年年次改善プロジェクトによる企業会計基準等の改正 ^{*1}	2025年3月11日	2025年4月1日以後最初に開始する年度の期首から適用
当期に早期適用可能な会計基準等			
VCファンド等持分	改正移管指針第9号 「金融商品会計に関する実務指針」	2025年3月11日	2026年4月1日以後最初に開始する年度の期首から原則適用 ただし、2025年4月1日以後開始する年度の期首から適用可能
リース	企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」 企業会計基準適用指針第33号 「リースに関する会計基準の適用指針」 ^{*2}	2024年9月13日	2027年4月1日以後開始する年度の期首から原則適用 ただし、2025年4月1日以後開始する年度の期首から適用可能
その他			
サステナ開示	企業内容等の開示に関する内閣府令等の改正 ^{*3}	2026年2月20日	一部について、2026年3月から適用

*1 以下複数の会計基準等の改正が行われています。

テーマ	会計基準等	適用時期等
包括利益の表示	企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」 企業会計基準適用指針第9号 「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」	2025年4月1日以後最初に開始する連結会計年度の期首から原則適用
特別法人事業税の取扱い	企業会計基準第27号 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」 企業会計基準適用指針第28号 「税効果会計に係る会計基準の適用指針」	2025年4月1日以後最初に開始する連結会計年度及び事業年度の期首から原則適用
種類株式の取扱い	実務対応報告第10号 「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い」	2025年4月1日以後最初に開始する連結会計年度及び事業年度の期首以後取得する種類株式について原則適用 ただし、2025年4月1日以後最初に開始する連結会計年度及び事業年度の前連結会計年度及び前事業年度の末日において保有する種類株式について複数の方法の選択適用が認められています

*2 関連する以下の基準も同時に公表又は改正されています。

- 企業会計基準第35号『『固定資産の減損に係る会計基準』の一部改正』
- 企業会計基準第36号『『連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準』の一部改正（その2）』
- 企業会計基準第18号「資産除去債務に関する会計基準」
- 企業会計基準第20号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」
- 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」
- 企業会計基準適用指針第6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」
- 企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」
- 企業会計基準適用指針第13号「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」
- 企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」
- 企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」
- 企業会計基準適用指針第23号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」
- 企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」
- 実務対応報告第35号「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い」
- 移管指針「移管指針の適用」
- 移管指針第6号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」
- 移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」
- 移管指針第10号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」
- 移管指針第13号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針についてのQ&A」

リース会計基準等については、解説を省略します。詳細は、太陽有限責任監査法人・太陽グラントソントン税理士法人編『リース会計基準ガイドブック』(2026年1月、中央経済社)をご参照願います。

*3 改正の概要は、以下のとおりです。

テーマ	概要	適用時期等
サステナビリティ開示基準	サステナビリティ開示基準の適用義務や適用時期を規定	2027年3月期以降
人的資本開示	記載箇所を変更、及び記載項目を追加	2026年3月期
総会前開示	総会前開示を行う場合の定時総会等の決議事項について、記載を簡素化	2026年3月期

I. 2024年年次改善プロジェクトによる企業会計基準等の改正

1. 背景

企業会計基準委員会(ASBJ)の年次改善プロジェクトは、原則として年1回、4月1日を基準日として、企業会計基準等の要変更事項の検出作業を行い、検出された事項等について、必要に応じて複数の企業会計基準等の改正又は修正をまとめて行うものです。

2024年年次改善プロジェクトでは、2024年4月1日を基準日として行った検出作業により検出された事項に加え、当該検出作業後の企業会計基準等の開発の過程で検出された事項についても対象に含め、検討を行いました。このうち、企業会計基準等の改正による対応が必要と判断した複数の項目について、2025年3月11日に改正の公表に至りました^{*1}。

2. 改正の概要

(1) 包括利益の表示に関する改正

本改正は、その他の包括利益の取扱いに関して、これまでに公表された複数の会計基準等で使用されている用語の一部が、連結財務諸表上の取扱いに関する記載に使用されるべき表現となっていなかったため、表現の見直しを行ったものです。

企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」(以下「改正包括利益会計基準」という。)では、これまでに公表された会計基準等で使用されている「純資産の部に直接計上」、「直接純資産の部に計上」及び「直接資本の部に計上」という用語について、連結財務諸表上においては「その他の包括利益で認識した上で純資産の部のその他の包括利益累計額に計上」と読み替えるための変更を行っています(改正包括利益会計基準第16項)。

また、企業会計基準適用指針第9号「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」(以下「改正株主資本適用指針」という。)に関しては、従来、連結株主資本等変動計算書において株主資本以外の各項目の当期変動額を主な変動事由ごとに表示する場合の例として示す項目について、個別株主資本等変動計算書と区別せず「純資産の部に直接計上されたその他有価証券評価差額金の増減」等の用語が使用されていたため、用語について見直しを行いました。包括利益会計基準と用語の統一を図ることで、連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書と連結株主資本等変動計算書の連携が理解しやすくなると考えられることから、包括利益会計基準で従来使われていた「当期発生額」及び「組替調整額」という用語に変更しています(改正株主資本適用指針第11-2項及び第21-2項)。

両改正とも、連結財務諸表における従前の取扱いを維持することを明確化するものです。

(2) 特別法人事業税の取扱いに関する改正

企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(以下「改正法人税等会計基準」という。)は、具体的な税金を挙げ、規定する税法を参照することにより当該税金について特定した上で会計処理及び開示について定めています^{*2}。しかし、改正前の法人税等会計

^{*1} なお、会計処理及び開示に関する定めを実質的に変更するものではない「2024年年次改善プロジェクトによる会計基準等の修正」は、2024年11月1日に公表されています。

^{*2} 2026年3月現在、ASBJにおいて、法人税等会計基準の改正作業が進められています。

基準では、2019年に創設された特別法人事業税の取扱いについて個別の定めが設けられていませんでした。そこで、本改正では、法人税等会計基準における特別法人事業税の取扱いの明確化を図るとともに、税効果会計における特別法人事業税の取扱いについても所要の改正を行いました。

具体的には、特別法人事業税のうち地方税法の規定により計算した所得割額によって課すもの（以下「特別法人事業税（基準法人所得割）」という。）について、事業税（所得割）と同様の取扱いを行うことを明確化しました（改正法人税等会計基準第4項(4-2)、第5項、第29-11項及び第29-12項）。また、開示に関する定めについて、「法人税、住民税及び事業税」が表示科目の例を示していることがより明確となるように表現の変更を行いました（改正法人税等会計基準第9項、第13項、第14項、第15項、第40-2項及び第40-3項）。

そして、同時に改正された企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（以下「改正税効果適用指針」という。）では、法定実効税率の算式に特別法人事業税率が含まれることを明確化するとともに、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に用いる税率に関する定めに関して、特別法人事業税は国税であるため、特別法人事業税（基準法人所得割）について法人税及び地方法人税と同様の取扱いが行われることを明確化しました（改正税効果適用指針第4項(11)、第46項、第74-2項及び第150-2項並びに設例10及び設例11）。

改正の影響を受ける企業の数に限定的と考えられますが、影響を受ける企業においては、過年度に株主資本及びその他の包括利益（又は評価・換算差額等）に計上された法人税等の金額を変更後の法定実効税率を用いて再計算するための一定の負荷が生じる可能性があります。そのため、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を適用初年度の期首の資本剰余金、利益剰余金及び評価・換算差額等又はその他の包括利益累計額に加減し、当該期首から新たな会計方針を適用することができる経過措置が設けられています（改正法人税等会計基準第20-5項及び第45項並びに改正税効果適用指針第65-5項及び第165項）。また、過年度に課税された特別法人事業税（基準法人所得割）に関する表示方法について、これまでの表示方法と異なることとなる場合、適用初年度の比較情報について、新たな表示方法に従った組替えを行わないことができます（改正法人税等会計基準第20-6項及び第46項）。

(3) 種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱いに関する改正

実務対応報告第10号「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い」（以下「改正実務対応報告第10号」という。）では、種類株式に関する定めについて、会社法の施行に伴い削除された商法（以下「旧商法」という。）の条文を参照したままとなっていました。そのため、会社法を参照する定めに変更し、改正実務対応報告第10号の適用対象となる種類株式について、「会社法第108条第1項に従い内容の異なる2以上の種類の株式を発行する場合の標準となる株式以外の株式」として定義することとしました（改正実務対応報告第10号 用語の定義）。

会社法第108条第1項では旧商法で認められていなかった種類の株式を発行することが可能とされ、旧商法で認められていた種類の株式についても設計の柔軟化が図られています。そのため、本改正により、実務対応報告第10号の適用対象が開発時において想定されていなかった種類株式に拡大することとなります。

また、2025年4月1日以後最初に開始する連結会計年度及び事業年度の期首より前に取得した種類株式を保有している場合、次のいずれかの方法を選択できます。

- (a) 従前の会計方針を継続
- (b) 改正実務対応報告第10号を2025年3月31日以後最初に終了する連結会計年度及び事業年度の末日から将来にわたって適用
- (c) 改正実務対応報告第10号を2025年4月1日以後最初に開始する連結会計年度及び事業年度の期首から将来にわたって適用

Ⅱ.ベンチャーキャピタルファンド等の組合等への 出資持分に係る会計上の取扱いの見直し

1. 改正の経緯

2025年3月11日に、改正移管指針第9号「金融商品会計に関する実務指針」(以下「改正金融商品実務指針」という。)が公表されました。改正金融商品実務指針では、上場企業等が保有するベンチャーキャピタルファンド(以下「VCファンド」という。)の出資持分に係る会計上の取扱いについて、見直しが行われました。

企業が投資する組合等への出資について、組合等の構成資産が金融資産に該当する場合は、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。)に従って評価し、会計処理の基礎とします(改正金融商品実務指針第132項)。金融商品会計基準第19項が市場価格のない株式について取得原価で評価すると定めていることから、組合等の構成資産が市場価格のない株式である場合、会計処理の基礎として認められるのは取得原価評価のみでした。

当該定めに関して、近年、ファンドに非上場株式を組み入れた金融商品が増加しており、VCファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を時価評価するように速やかに会計基準を改正すべきとの要望が聞かれていました(改正金融商品実務指針第308-2項)。

こうした状況を背景に、企業会計基準諮問会議からASBJに提言がなされ、ASBJにおいて2023年12月から検討を行った結果、今回の改正に至りました。

2. 具体的な取扱い

(1) 会計処理

次の要件を満たす組合等への出資は、当該組合等の構成資産に含まれるすべての市場価格のない株式(出資者である企業の子会社株式及び関連会社株式を除く。)について時価評価し、組合等への出資者の会計処理の基礎とすることができます。この場合、評価差額の持分相当額は、純資産の部に計上します(改正金融商品実務指針第132-2項)。

- ① 組合等の運営者は出資された財産の運用を業としている者であること
- ② 組合等の決算において、組合等の構成資産である市場価格のない株式について時価をもって評価していること

適用にあたって、出資者である企業は、当該定めを適用する組合等の選択に関する方針を定め、組合等への出資時に当該定めを適用対象かどうかを決定します。当該定めを適用する決定を、出資後に取りやめることはできません(改正金融商品実務指針第132-3項)。

また、改正金融商品実務指針第132-2項の定めを適用し、構成資産である市場価格のない株式を時価評価して会計処理の基礎とする場合の組合等への出資の減損処理は、市場価格のない株式等の減損処理に関する定め(改正金融商品実務指針第92項)ではなく、時価のある有価証券の減損処理に関する定め(改正金融商品実務指針第91項)に従って行います(改正金融商品実務指針第132-4項)。

(2) 注記事項

改正金融商品実務指針第132-2項の定めを適用する組合等への出資については、企業会計基準適用指針第31号「時価等の算定に関する会計基準の適用指針」第24-16項で定める事項の注記に併せて、次の事項を注記します(改正金融商品実務指針第132-5項)。

- ① 改正金融商品実務指針第132-2項の定めを適用している旨
- ② 改正金融商品実務指針第132-2項の定めを適用する組合等の選択に関する方針
- ③ 改正金融商品実務指針第132-2項の定めを適用している組合等への出資の貸借対照表計上額の合計額

なお、連結財務諸表において注記している場合は、個別財務諸表での記載は不要です(改正金融商品実務指針第132-5項)。

(3) 適用時期及び経過措置

改正金融商品実務指針は、2026年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から原則適用となります。ただし、2025年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首からの早期適用が可能です。

適用にあたっては、会計処理の遡及適用は必要ありません。適用初年度の期首時点において、組合等への出資者である企業が定めた方針に基づいて改正金融商品実務指針第132-2項の定めを適用する組合等を決定します。適用初年度の期首時点での評価差額の持分相当額を、適用初年度の期首のその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等に加減し、減損処理による損失の持分相当額は、適用初年度の期首の利益剰余金に加減します(改正金融商品実務指針第205-2項)。

Ⅲ. 企業内容等の開示に関する内閣府令等の改正

2026年2月20日に、「企業内容等の開示に関する内閣府令」及び「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)」(以下「開示府令等」という。)の改正が公表され、(a)サステナビリティ開示基準の適用、(b)人的資本に関する開示の拡充、(c)総会前開示を行う場合における定時株主総会又は取締役会の決議事項に係る記載の見直しが行われました。改正された開示府令等は、同日付で施行されています。

本稿では、このうち、2026年3月期の有価証券報告書の開示に影響する(b)及び(c)について解説します。

1. 人的資本に関する開示の拡充

(1) 改正の経緯

2025年6月に公表された「[経済財政運営と改革の基本方針2025](#)」、「[新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版](#)」(以下「実行計画」という。)、[「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム2025」](#)(以下「アクション・プログラム」という。)において、人的資本に関する開示の拡充が提言されました。例えば、実行計画では、「人的資本は企業の戦略達成・価値創造における重要な要素であり、経営戦略と人材戦略を関連付けた開示が投資家にとって有用であることから、有価証券報告書における人的資本開示の充実を図ることを検討する」、アクション・プログラムでは「人的資本への投資に関する開示を充実させる観点から、有価証券報告書における従業員給与・報酬に関する記載事項を集約するとともに、新たに企業戦略と関連付けた人材戦略や従業員給与・報酬の決定に関する方針、従業員給与の平均額の前年比増減率等の開示を求める」と述べられています。

これらの提言をうけた人的資本に関する開示の拡充のため、開示府令等の改正が行われました。

(2) 改正の概要

本開示府令等の改正により、有価証券報告書における「従業員の状況」の記載箇所が、「第1【企業の概況】」から「第4【提出会社の状況】」に移されます。そのうえで、新たに以下①～③の内容を開示することが求められます。

- ① 連結ベースの企業戦略と関連付けた人材戦略
- ② ①を踏まえた従業員給与等の決定方針(提出会社についての方針に限定可)
- ③ 提出会社の従業員の平均給与の対前年比増減率

②について、提出会社が主として子会社の経営管理を行う会社である場合には、提出会社に加え、最大人員会社^{*3}についての方針も開示が求められます。③について、提出会社が主として子会社の経営管理を行う会社である場合には、最大人員会社についての従業員給与の平均額、その前年比増減額等も記載が必要です。

また、使用人のみを対象としたストックオプション制度や役員・従業員株式所有制度を導入している場合には、これらの制度の概要を、「第4【提出会社の状況】」の「1 株式等の状況」に代えて、「5 従業員の状況等」に記載することができるようになりました。

^{*3} 最大人員会社とは、外国会社を除く連結子会社のうち、従業員が最も多い会社(当該会社の従業員数が連結会社の従業員数の過半数を超えない場合には、次に従業員数の多い会社も含む。)を指します。

(3) 適用時期

本改正は、2026年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書から適用されます。

2. 総会前開示を行う場合における定時株主総会又は取締役会の決議事項に係る記載の見直し

(1) 改正の経緯

本開示府令等の改正は、会社の開示負担を軽減し、株主総会前の有価証券報告書の開示を促進する観点から行われました。

(2) 改正の概要

改正前は、株主総会前に有価証券報告書を提出する場合において、有価証券報告書に記載した事項及びそれらの事項に関するものが当該定時株主総会又は当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項とされている場合には、その旨と概要を記載することが求められていました。今回の改正により、記載が求められるのは、当該定時株主総会又は取締役会決議事項のうち、自己株式の取得(会社法第156条第1項)及び剰余金の配当(会社法第453条)に関する事項のみとなりました。

(3) 適用時期

本改正は、2026年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書から適用されます(早期適用可能)。

以上

太陽有限責任監査法人

公認会計士 八島 健一郎

text : kenichiro yashima